

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年6月17日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間になりましたので、第33回の検討連絡会議を始めたいと思います。
最初に、配付資料等の説明を事務局から。

事務局 それでは、検討連絡会議事務局のほうから本日の配付資料の御説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、次第をおめぐりいただきますと、資料1が条例骨子案検討作業チーム担当表になっておりまして、チーム1のところなんです。本日の17時半から検討チーム1のほうで討議をいただきました。そして、資料2のほうで、条例に盛り込むべき事項、三者案比較表になっております。用語の定義のところの議会案のところ、資料をいただきました。アンダーライン引いてある部分が修正箇所になります。

続きまして、資料3が条例に盛り込むべき事項、三者案調整たたき台になっております。こちらのほうも本日、議会の区民の提議案のところを修正したものをお配りしております。

続きまして、資料4、条例骨子案検討シート、区分C、行政の役割と責務、行政運営、税財政、区分G、情報の共有になります。こちらのほうは、前回お配りした資料と同じものになっております。本日検討いただく際の資料になっております。

続きまして、資料5になりますけれども、条例骨子案検討シート、区分D、議会の役割と責務ですが、こちら本日5時半から開かれた検討チーム1の検討結果を反映したものを、資料5差しかえ分ということで、クリップでとめないで、机上の上に置かせていただきました。こちら資料5差しかえ分と差しかえておいていただきたいと思います。

続きまして、資料6、条例骨子案検討シート、区分A、条例の基本的考え方（総則）、こちらのほうも本日討議していただくときの資料になります。

続きまして、資料7、区分A、総則、原則、議会修正案ということで、議会案の修正がございましたので、修正したものをお配りしております。

続きまして、資料8、条例に盛り込むべき事項、区民検討会議案、地域の基盤ですが、こちらのほうも区民検討会議案の修正がございましたので、前回配付している資料と同じになりますけれども、改めて本日お配りしております。

続きまして、資料9が条例に盛り込むべき事項、三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の議論を反映した形のものをお配りしております。

続きまして、資料10、討議参加者プログラム案ということで、こちらにつきましては、今度の土日で扱います区民討議参加者プログラムということでお配りしておりますが、配付資料のほうで、お配りしている資料の表題が討議参加者ハンドブックという形になっております。これを実際配付する資料につきましては、討議参加者プログラムという形に表題を変えた形でお配りさせていただきます。また、資料10は右上に資料番号を打っておりませんが、上記に資料10と記載しておいていただきたいと思います。

この内容につきましては、後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

続きまして、資料11、自治基本条例制定スケジュール案ということで、こちら後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

最後に、資料12が自治基本条例検討連絡会議開催概要ということで、第32回、前回の開催概要になっております。

そして、資料番号が振られていない資料を3つお配りしております。

まず1つ目が、自治基本条例骨子案ということで、区分A、1条例の目的と書かれているもの。これが最終ページが19ページまで振られているものになりますけれども、これは今まで各検討チームで検討していただいた結果の最新のもの、前回の検討連絡会議までの検討結果になりますけれども、最新のものを一式としてお配りしております。今後議論する際の資料としていただきたいと思います。

続きまして、同じようなフォーマットで、自治基本条例骨子案、右側の上段部分で検討テーマ、自治基本条例の基本理念と書かれているものがございまして、こちらのほうが区民討議会の配付資料のイメージということでお配りしております。こちらは本日の議論を踏まえた結果を反映したものを今度の土曜・日曜の区民討議会資料として配付させていただきたいと思っております。

どのようなイメージに最終的になるかということ、最終ページの地域自治のテーマのところを見ていただきたいと思います。通常の今までの検討シートですと、三者案調整たたき台というところからスタートしているんですが、地域自治につきましては、検討連絡会議におきましては合意されていますので、三者案の調整たたき台を外した形で、のところに骨子案に盛り込むべき事項、

での説明、その他ということで、この検討連絡会議で合意に至った部分につきましては、このようなフォーマットに変えて、当日の討議会の資料としてお配りしたいというふうに考えております。

本日の討議結果を反映したものにつきましては、あすの3時ぐらいまでに作成しまして、区民検討会議委員の方につきましては、メールで送らせていただきます。また、議会委員の皆様にはファクシミリでその修正内容についてはお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、(仮称)新宿区自治基本条例制定に当たっての区民アンケートということで、内容につきましては、前回の検討連絡会議でお示ししておりますけれども、本日お配りした形が実際に郵送で送らせていただいたアンケートの様式となっております。また、アンケートにつきましては、現在の回答状況について御説明しますと、6月4日発送しております。現在の回収回答数につきましては、554件の回収数になっています。パーセントで申し上げますと22.16%の回答率となっております。25日が回答締切日ということで考えておりますので、ほぼ中間点ということになります。今後、礼状兼催告書というはがきを送らせていただいて、最終的にはあと321件回答がありますと35%という回収率ということになります。現状につきましては、以上となっております。

以上が本日の配付資料の御説明になります。よろしくお願いいたします。

辻山座長 ありがとうございます。

資料については、よろしいでしょうか。

それでは、きょうもやるべきことはたくさんなので、早速入りたいと思いますが、きょうやらなければいけないのは区分C、行政の役割と責務、これは情報の共有と、これは前回説明を受けましたので、冒頭から討議ということにいたします。それから、区分D、議会の役割と責務、骨子案が示されますので、検討すると。それから、3番目に区分A、条例の基本的考え方について、区民の定義等についての提案があるので、これを審議すると。この3つはある程度の合意といいましょうか、週末の区民討議会に出せるような形にするというのが目標ということになりますので、御協力をお願いいたします。その後、区民討議会の開催要領と、それから、スケジュールについてお諮りをしておしまいにと。こういうことになっております。

それでは、早速区分C、行政の役割と責務、資料4に関するところでありますけれども、前回御報告いただいておりますので、最初、早速御意見を伺うということにいたします。

まず、区長の位置づけ等、これどうでしょうか。御意見あれば、いいですか。区長の位置づけというのを区長の設置と役割というふうにしたんですね。区民は区の代表として区長を置く。区長は区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行わなければならないというのが最初の規定。

それから、次に行政の役割と責務が3項目あって、さらに職員の責務が3項目あって、最後に行政運営として5点盛り込むと。それから、さらにまだあるんですね、情報の共有が最後に、情報公開、個人情報保護ということで2項目を載せると。こういう提案でございましたけれども、どうでしょうか。これでよろしいでしょうか。

なお、申し上げておきますけれども、後に提案される区民の定義にかかわって、この条文をもう一度見直さなければいけないということになりますので、御記憶をしておいていただきたいと思っております。

それでは、一応この領域については、ここに示された検討シートのような文言で骨子案とするということにいたします。

それでは、2番目に議会の役割と責務について、これはきょう5時過ぎからやっておられたというのでびっくりしましたけれども、これはどこですか。検討チーム1、どなたか御説明をお願いいたします。

高野委員 資料5の差しかえ分というところで、この議会の設置に関しては、前回御利用いただいているという考え方で、この部分は省きます。

それで、次の議会の責務というところで、それでこの部分では、二元代表制の一翼を担う機関ということでの話がありまして、ここは2つのうちの1つのというふうな発想ではなく、要するに区民を代表する機関という形で改めるということでの話がありました。

それで、その中で最終的には議会は区民を代表する機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権限を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視すると。最後「しなければならない」というものを「する」に変えたというところでございます。

それと、あと(3)になりますが、この部分は(1)及び(2)というものは、これだとう

も狭い範囲のものになってしまう部分があるので、その部分をもうちょっと大きくとらえていて考えてみようということで、この部分が変わった部分であります、読みます。

議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすということで、この前文ですと、上の2つの内容の説明責任だけを果たすということだと狭いから、だから、その部分を消して、区民を後ろに持ってきて、議会活動に関する情報を区民と共有するということの、それでそれに説明責任を果たすということが明確になったという状況であります。

あとは、議員の責務に関しては、前回お示しさせていただいて、そのときに1の括弧の部分の語尾のほうで、議員は区民の代表として権限と責任を自覚して「行動しなければならない」というものを「行動する」という言葉に統一させてもらいました。(2)の部分に関しては、削除ということで、(3)が(2)になりまして、議員は、前は議会議員政治倫理条例ということの話がありましたが、これは三者調整たたき台のまま採用するというので、議員は別に定める政治倫理基準、その他法令等を遵守し、公正・公平な議会活動を行うという形になりました。一応議会に関するDの部分はこういう形で検討してみましたので、御検討ください。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

検討チーム1の方で、何か補足があれば教えてください。いいですか。

それでは、今、御説明をいただいた議会の設置、それから、議会の責務、議員の責務について御意見があれば伺います。どうでしょうか。自分で言って長引くの嫌なんだけれども、区長のところは信託を受けるというのが入っているのに、区議会は入っていないかという、へ理屈ですけれどもね……区長も取った。議会のほうに1カ所も信託というのが出てこないの、いいですかと言っていただけです。確かに区長が信託を受けるというのはおかしな表現だけれども、信託にこたえて区長が行動するというのは成り立つわけですよね。それはそれでいいでしょうか。どうぞ。

山田委員 議員の責務というところですけども、具体的な条例は名称は出さないということで、削られていると思います。私はこういう作り方をすべきだというふうに思いますけれども、既に議論が終わった先ほどにちょっと返るんですけども、先ほどのシートの中には具体的な条例の名前が出ていたというふうに思うんですけども、何かいっぱいあるからわからなくなってしまった……3ページですね、職員の責務。議会のほうは具体的な条例は削ったと。ただ、さっき話が済んだ職員の責務のほうですけども、ここは2つの条例が固有名詞として出ているわけですね。私は最高法規という位置づけをする自治基本条例の中に具体的な条例名を入れるのはどうかというふうに思っています。というのは、要するに個別の条例が変わると、必然的に最高法規も変えなければだめだということになりますから、私は今議論されているこういうふうなやり方を職員の責務の中でもすべきでないと。これは前にも言ったことはあるんですけども、というふうに思って、ちょっと前に返って申しわけないんですけども、いずれにしても、整合性を図るべきではないかというふうに思います。

辻山座長 これについて、いかがでしょうか。

山田委員 いや、だから、別に定める条例とか、要するに法令は別に定めるという法令になっているわけですね、具体的に上がらないで。そこも何かちょっと整合性が欠けるような気がするんですけども、ここは別に定める条例でいいんじゃないかと。もう既に定まっているわけですからね。

辻山座長 そうすると、具体的にはここどういう文言になりますか。全く取ってしまう。それとも、例えば公益保護並びに職員の行動基準に関して別に定めるというような表現ですかね。

山田委員 そういうほうがわかりやすいですね。

辻山座長 では、ちょっと読んでみましょか。「職員は最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、公益保護及び職員の行動基準に関して別に定める条例その他法令等を遵守し、公正で公平に職務を執行する」と、こういうふうになって、先ほどの議員のところと似たような形になるということですね。

山田委員 そうですね。

辻山座長 いいですか。では、そういうことで、それは処理いたしましょう。

そのほかの点、ございますか。いいですかね。そんなに急いで大ざっぱにやろうとしているわけではないんですよ。

久保委員 この2枚の……

辻山座長 どの2枚ですか。

久保委員 つづられていないで、資料配付された2枚。

辻山座長 C・Gは別でしょう。資料4と、それから、資料5の差しかえのところは、これで一応了解ということですよ。

久保委員 座長、お伺い申し上げたいのは、山田委員が意見を出されたのは、この資料5の差しかえ分で意見が出されたわけで、だから、この問題はもう終わっていいんですかということなんです。

辻山座長 資料5差しかえ分ね。

久保委員 ここで意見が出されたんですよ。たまたま関連して、CのGに入っただけのことであって、だから、もうこれはいいんですよということでしょうかと。差しかえ分のここで意見が出されて、CのGに行ってしまうだけの話で、だから、ここではもう意見ないですねと先生はおっしゃっているのでしょうと。

辻山座長 そうです。

久保委員 それで結構です。

辻山座長 いいでしょうか。

それでは、それに関連して資料4の職員の責務、第2項目について御意見があり、先ほどの資料5と同様に自覚するとともに、これどうしたらいいんでしょうね。新宿区と限らないから、公益保護及び職員の行動基準に関して別に定める条例、その他法令等を遵守し、公正で公平に職務に……日本語としての座り悪いね、公正で公平に。ちなみに、先ほどの資料5のほうは、公正・公平とつなげているんだけど、取っても大丈夫みたいですね。

野澤委員 今の公正で公平なところにつきましては、C・Gの場合には1ページ目のところにも同じような文言が出るので、統一していますので、資料4の1ページ目でございます。どちらかに合わせるべきかと思えます。

辻山座長 そうですね。日本語の問題ですけれども、若干の内容の違いはあるかもしれませんが、公正な職務という……「公正に」というのはいわば姿勢の問題をいって、「公正な」というと職務の内容になるので、どっちでもいいです、僕は。どっちをとりましょうか。

久保委員 「に」がいいと私は思います。やはり内容ではなしに、職員は公平にという態度ですね。

辻山座長 そうですね、姿勢の問題ですからね。

久保委員 座長、もう一点だけ。座長がうまく条例を出すのをやめにしてどうするかというのでまとめていただいた中に、公益保護及び職員の行動基準でとめているんですが、その後ろに責務も入っていたんだけど、これは消してしまっているんですか。

辻山座長 そうですね、ちょっと丸め過ぎましたかね。公益保護及び職員の行動基準と責務に関

して、別に定める条例と。それで落ち着くかもしれませんがね。職員は最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、公営保護及び職員の行動基準と責務に関して別にさだめる条例、その他法令等を遵守し、公正で公平に職務を執行する。いいですかね。公正公平にでいいんですね。そうなんです。公正で公平にというと何かつながりがちょっと悪い感じが。

ということは、先ほど御指摘のあった区長の役割のところにも、公正公平……これはでも、区政運営だからいいのかもしれませんがね。もう一カ所御指摘になったの、どこでしたっけ。そこでしたっけ、区長のところでしたっけ。そうか。これは公正で公平な区政運営というので十分いいと思いますね。

針谷委員 公正・公平のところかというと、さっきの資料5の一番後ろの4ページのところ、議員の責務のところにも、公正と同様で最後、(2)のほう、遵守し、公正公平、こちらは「な」になっているので、議会活動を行うと。

辻山座長 これは区長のところと同じ文脈で、「な」でいいんだろうと感じているんですけどもね。区長のところ「で」入っているの。だんだん複雑になってきましたね。少しそういうニュアンスがあったほうがおもしろいんじゃない。全部熟語が同じの出てくるというのも、ちょっと解釈で中身変わるわけでもなさそうだし。もちろん法規担当が条例の条文にするときにこだわったりするかもしれませんが、それは。

そういたしますと、まとめるのがちょっと大変になってきたけれども、区長のところの役割の2番。これはこのままということでOKと。それから、議員のところ、議員の責務の新第2項目も公正公平な議会活動を行う、このとおりでよろしいと。触ったのが職員の……資料4の3ページですね、の第2項目、何度か申し上げました文章に変えて、最後は公正公平にと、ここはつなげて「に」で表現すると、こういうことにしたらどうかと。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、差しかえ資料の5までが一応終了したということで、続いて、区分A、条例の基本的な考え方について審議をいたします。

最初に、区民の定義について、議会案を修正したということですので、資料7で御説明をお願いします。どなたかな。お願いいたします。

根本委員 何度かいろいろ変わっているんですが、議会案の今までの経緯でいうと、住民、区民ということになっていたのですけれども、これを区民ということに1つに含めるということで読み上げますと、修正文ですね、資料の7行っていますよね。「新宿区に住所を有する者を軸(核、中核、基本、中心)とし新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を含めたものをいう」と。こういうふう今回したんです。これは何度もあったんですけれども、新宿区に住所を有する人だけを区民というのが、あるいは働く人、学ぶ者という基本構想のほうとの関係なんかもあって、いろいろな議論をしてきましたけれども、住所を有する人を中心にとか主体にとか軸にとかということにして、働く・学ぶ者、活動する者及び活動する団体も含めて区民と称するということで、議会の議論の中ではまとまったと。

ただ、何があれかといいますと、この軸という言葉がどうかというんで、提案者のほうも核、中核、基本、中心というようなどれがいいだろうかということで、適当な言葉がまとまらないと。小委員会でも議論して、昨日特別委員会でも議論したんですけれども、どういう言葉がいいか、三者検討の中にゆだねようと、こういうことになりまして、このほかに意見としては、久保委員のほうからは住所を有する者を中心にということでどうだという意見なんかもありましたけれども、それから、ここには書いていないんですが、この基本の基という字をとって「者を基とし」とか「基に」とか、あるいは「者を主体とし」とかいろいろなことを言ったんですが、三者検討連絡会議で賢明なる皆様の御意見をいただいて、一本化していこうと。こんなようなことでございますので、よろしくをお願いします。

辻山座長 いかがでしょうか。補足ありますか。

差し当たり困るのは、区民が区民の代表として議会を置くと言ったとき、区民という言葉が使えなくなると。つまり通勤している人たちが議会を設置する権限があるかという問題。区長を設置するというのも、通勤区民に首長の設置という権限があるだろうかということにぶつかるんですね。だから、そこをどうクリアするか。あえて文言でクリアするんだったら、新宿区内に住所を有する区民はというふうに、自治法の日本国民たる住民はというのと似たような前置きで区別するというやり方ぐらいはなくなってしまうという、そこをどうするかという問題残りそう

ですね。どうでしょうか。

これは私も幾つかのところで経験しておりますけれども、ある自治法ではオーナー区民とその他の区民とかとって物議を醸したりとかしたんですけれども、いずれにしても、自治体・政府の主権者として最後まで責任を負わなければいけない区民と、そうではなくて、その都市なりまちの機能を享受するというようなタイプの区民、もちろんこれは苦情の申し出等はありませんが、そういう区民とは違うという、そういうことをどれくらい打ち出すかということですね。どうでしょうかね。差し当たり、せっかくさっき終了した資料4と資料5に区民が置くというのが出ていて、ここをクリアしないと、そのほかにもこの後で議論する基本理念のところにも区民・住民というのがあるので、どうですか。住民という言葉は使わないというのが主な趣旨ですね、これ。一本にしたというのは。

根本委員 今の問題は問題として残る、というのは、そう思うんですけれども、要するに新宿区に住所を有する人だけを区民というふうに限定して、新宿区の基本条例がこれから80数万人、あるいは来街者も含めてまちをつくっていくというときに、そこに限定するということの逆に意味の大きさを考えると、31万住民・区民を主体に、あるいは軸に大勢の人たちとともにまちをつくっていくんだよということとして定義するほうが意義があるということで、相当な議論の中でこのように修正したということなんですよね。ですから、今の問題、では住民・区民というか、あるいは選挙権のない区民は区長を設置できるんですかということ、また別な意味で解決できるというふうに思っているんです、知恵を絞れば。

辻山座長 もちろん区長設置条例というようなものを個別につくって、その手続、区内に住所を有する者の投票によって設置するとかというようなのがない限りは、今のところ地方自治法で、区民の中でも投票できる人とできない人はおのずと決まっているという意味では、実害はないんですよ。どうぞ。

土屋委員 区民は住所を有する人だけじゃなくて、そこで働く人も学ぶ人も入るわけで、そういう人たちが区長のことを自分たちの区の長であるというふうに思うということが、この区の代表として区長を置くということではないかなと思うんですけれども、単に選挙で投票してその区長を選ぶということではなくて、あくまでも区長は自分たちの代表というか、自分たちの行政運営の長なんだという意識があるということが、この一文にあらわれるのではないかなと私は今まで思っていたんですけれども。

辻山座長 なるほど。確かに選出のほうは選挙権、被選挙権という形で限定的に書き上げられていますから、それは当然住所を有する者で、しかも厳密にいうと外国人を除くということになりますので、なお狭いんですよ。住民よりもなお狭い。どうぞ。

久保委員 こういう原稿はだめでしょうかね。新宿区は、ここにあるように、区民の定義の中にあるように、ここに5つ並んでいるんだったら、言葉のほうは中心というのがいいと僕は言っているんですけれども、核とか中核とかなんていう堅苦しいし、また、余りにもその他の区民に差別感を与えるような言葉はできるだけ省くと、消去法で残るのが中心ぐらいだから、そんな程度で中心とは言っているんですけれども、例えば新宿区に住所を有する者を例えば中心にとしたときに、この中心にという、新宿区に住所を有する者を中心にというところを解説書で、中心にというのは一体どういう意味なんですかというときに、解説書に区長を置く選挙権があるか、区民は代表として区長を置くとか議会を置くとか、あるいは住民投票のとき、こういうことを指して中心と言っているんですというところで逃げられないでしょうか。解説で。

辻山座長 解釈論ですか。どうぞ。

山田委員 前々からね、問題点として全体の宿題になっている課題だというふうに思うんですがね。それで、私自身の理解は、例えば区民は区の代表として区長を置く。区民は区民の代表機関として議会を置くということですから、置くということと選ぶということは、やはり違うんだというふうに思うんですがね。要するに、置くのは1つの区長であるならポストとして置く。あるいは議会であるならば1つの組織として置くということであって、その議会をだれが選ぶか、区長をだれが選ぶかというのは若干違う問題だというふうに思う。

ここで、区民は区の代表として区長を選ぶということを規定した場合は、問題は起こりません

ですわね。区民の範疇を住民にしなければだめだという問題は起こりますけれども、置くということでしたら、土屋委員と同じような意見なんですけれども、特に自治法上も問題は起こることではないんじゃないかというふうに私はもともと理解をしていたんですけれども。

小松委員 そうなると、置くという事柄に、やはり1票を投じて、選挙で選ぶというこの重さというものを、みんながそれで区長を置くんだという、その重さが言葉に、区長を置く……私たちはそこまで深く考えずに区長を置くということで、ひとつこれを大前提にしようとしてきたんですけれども、投票というものがなくて区長を置くという考えでやるなら、意味合いが大分下がるような気がしますけれどもね。

辻山座長 僕が頭かたいのかもしれないけれども、区長を置く、議会を置くというのは、政府組織権限だと考えているんですよ。だから、政府の組織権限が通勤区民にも承認されるかどうかというのがちょっと気になっていますけれども、それはそれで別だというのであれば、もちろん基本条例の全国的統一した解釈なんか成り立たないわけですからね。それぞれの自治体ごとの解釈でいいんですけれども、そこどうだろうか。ただし、選挙をまたそこで配慮すると、外国人の問題が次に出てくるわけですので、三つどもえになってしまうという関係もあるんですね。

根本委員 今、座長の言われるようなことを厳密にここで適用するとしたら、区民は新宿区内に住所を有する者をいうということしかないんですよ。今までの使い方という。

辻山座長 うん、そうかもしれませんよね。

根本委員 ですよ。だから、その主張は非常に強かったんです、議会の中でも。しかし、今までの我々が区民というふうに呼んできたのは、そういうところからどんどんもっと働き、学ぶ人も含めてまちを、コミュニティをつくっていきこうということで区民という言葉が使われてきているということ、したがって、あいまいなんですよ、自治用語として。法律用語ではなくて。だから、そのあいまいさは依然として残っているということは前提として、区民は区長を置くとか、議会を設置するだとかということとして考えないと、もう区民は区内に住所を有する者というふうに規定するか、あるいは住民は区長を置くというふうにかしかないですよ。

辻山座長 区民の定義を区内に住所を有する者として、区民等という項目をつくって、それには区民、住所を有する者及びここに書いてあるような通勤してくる、通学してくる人を含むものとするというので「等」ってやっているケースはあるんですよ。区民と区民等っていうのは。

根本委員 いやいや、もう強くそれを主張したのは我々なんですよ。

辻山座長 なるほど。ただ、今おっしゃったので言うと、区民の定義を区内に住所を有する者とした場合でも、区民が設置するという条文はおかしいんです。組織権という意味で置くとすれば、外国人が入っていないぞという、その問題がありますので。だから、一般的には、それ逃げる方法というのは主語をなくすんですね。区に区の代表として区長を置く、あるいは区に区民の代表機関として議会を置くというような言い方をすると、今の問題は全部クリアできて、区民という定義のまま行けるんです。

そうすれば、先ほどの住所を有する者を中心とか、それ以外の人は周辺ですよというふうなことを言わなくても、区民をずらっと並べて書けると。残されるのは、最後に住民投票条例の規定の仕方だけを考えればよいということになります。

この場合には、恐らく外国人を積極的に排除するという趣旨ではなさそうなので、区内に住所を有する区民はというふうにすれば、そこは解決がつくという気がいたしますけれどもね。

いずれにしても、全部の条文を1回ざっと並べてみて、区民といっているやつを全部チェックしていく作業は必要になりますけれどもね。

どうでしょうか。骨子案素案ということで、そういう形で19日に間に合わせるというようなことで、成り立ちますか。どうぞ。

根本委員 今のそうすると、私の提案のこの軸にするか、中心にするかと一生懸命考えてきたんですけれども、これはどうなってしまうんでしょうか。

辻山座長 それは要らなくなると。

根本委員 いやいや、要らなくなるとちょっと困るので、そこがいろいろ苦労して、やっぱり...
...

辻山座長 やっぱり序列つきたいわけ。

根本委員 新宿区に住所を有する人たちがまちづくりの主体だということは、今、区民の、新宿区民なのか、濃い区民なのかという言葉は別ですけども、そこにこだわって、これで何とかまとまったほうがいいですよ。だから、住む者、働く者、学ぶ者を区民というという形では、恐らくまた異論が出てくるんだらうなというふうに。

辻山座長 なるほど。ニュアンスに濃淡が欲しいわけね。それも、あんまり差別的に格差をつけるような言葉ではない、いい言葉でないかということ。

高野委員 実は、検討会議のほうにおいては、やっと区民・住民の部分をみんな区民って、これでいいよねということで、この間このままで実は合意をもらいまして、またそれをするという事は、かなりハードなものになりますが、今、でも座長が御指摘があったとおりに、区民は区長をとというふうな区民というこの表現だけを変えれば、どうもそれに落ち着くのではないかという気がしております。だから、できればまた振り出しに戻すと、あと3回か4回くらいまたやらなければいけない部分があるので、泣き落としではございません。ただ、その辺の部分をもう少し皆さんで考慮していただければというふうに考えております。

佐原委員 この件については、かなり時間をかけて議論をして、ようやくここに落ち着いたわけなんですけれども、これをまた持ち帰ると、ちょっとまた時間がかかるのかなというふうな感じもしないでもないですね。やはりこれはどうしても全部一緒ではないんだよという、責任とるのは我々だよというこの位置づけを、しっかりと住民の皆さんにもやはり心の中で受けとめてもらうことも必要なので、やはり住民・区民と外来区民というのはちょっと違う、余りいい表現ではないかもしれませんが、やはり責任の比重は住んでいる人に全部かかってくるんだぞということだけは、責任の中でも持っていてもらわなくてはいけないなと思うので、ようやくここまで議論したんですが、ひとつまた別室で、何かどこかのほうで考えてほしいなと思いますね。

辻山座長 とすれば、そのニュアンスなんですね。軸とか基本とかね。例えば新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えたものをいうといったときに、「加えた」が並列で加わっているか、ついでになっているかというニュアンスはありますけれども、というような処理で行くかということになりそうですね。

久保委員 はっきり言って、中心だって本当に使いたくないんですよ。これから、区民の定義のカナカの人たちが力を合わせて新宿区をつくらうという思いでつくっているのに、最初からもう差別をするようなことは、そういうんだけれども、おれたちが税金払っているんだという思いが絶対強いことはたしか。だから、今、先生おっしゃったように、同じことをとりようによっては言っているんだけれども、「に」というのは、日本語っていい言葉ですよ。

佐原委員 今の意見、ちょっと仮押さえで、一応持ち返りますので、こういうふうに進めていけるかどうか、また後でまたそれは。

根本委員 「主に」ここまではいいですよ、「主に、」新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えたものを。含めてではなくて。

辻山座長 含めるより加えたほうが排他的でいいのではないかと思う。
どうぞ。

斉藤委員 我々のほうの、やはり今、高野さんもおっしゃいましたように、運営委員会のほうでもどうしても差別ではなくて、区別をしたいというのがあるんですね。やはり我々は住民としてこれだけ頑張っているのにというふうなところをどうしてもどこかの文章で、ニュアンスで載せ

ておかないと、やはりよくないんじゃないかという話が出ていまして、これがまた我々のほうはこれからまた検討会議のほうに入るわけですがけれども、この「に」という言葉1つで文章というのがすごく変わると。ちょっとこの辺は、我々はまた持ち帰って、いろいろ検討していきたいなと思っています。感心いたしました。

久保委員 僕はどっちでもいいと思うんですけども、それで「に」を加えるとかというのはどちらでもいいんですけども、「に」の解釈については、一生懸命新宿づくりに参加してくれている、その意識をいっぱい持っている働く人や学ぶ人たちが、並列的な足し算何だと考えればいいんだと思う。そして、佐原さんが代表する納税区民は、心の中で並列ではないんだと、この「に」はとっていいんじゃないですかね。どちらにも自由に思ってもらえば、まじめな話、冗談で言っているのではないですよ。それで「に」というのは生きているし、日本語というのはそういう意味ですばらしいと。「に」でどういうふうにもなっていくという意味で、大賛成ですよ、座長の「に」で解決するというのは。

辻山座長 ありがとうございます。議会のほうも区民検討会議のほうも、一応仮押さえでよさそうだとということで、いいですか。

高野委員 後ほどお話しする手段なんですけど、一応地域自治組織という中で、ここで区民サイドで実は話し合いをしました。自治組織の中で、区民が自主的に設置するというふうな言葉に関して、約1時間ぐらいちょっとみんなで話し合いまして、それはないだろうと。その前に何かないのかということの話がありまして、そこで住民の自治を尊重するという言葉を入れることによって、みんなが、うん、わかったということで納得しておりますので、ですから、今この内容で斉藤委員が言いましたけれども、持ち帰る発想は全く持っていないので、一応この辺のニュアンスはみんな理解しているというふうに、ただ、こういう形で最終的に決まったことに関しての報告はする必要はありますが、一応そういうふうな考え方であるということです。

小松委員 佐原委員は仮押さえで持って帰られますけれども、一応私たち小委員としましても、一番最初に31万住民が85万日中の区民の方、あるいは350万人を迎え入れる、それぐらいの区民だろう、住民だろう、世界市民たるべく新宿の31万住民ではないかという、それぐらいの気概を持つという意味においても、ですから、あくまでも主体は31万住民がそういった大きな、新宿住民は新宿住民だけではないんだと。世界を引っ張っていく新宿住民なのだという、そういう大きな意味で、初めスタートしておりますので、多分高野委員が今おっしゃった同じような感覚は、私たち6人みんな同じような思いで持っておりますので、本当にこの「に」という言葉ですばらしいなと。さすが座長の先生のちょっと違うところがね。すばらしいです。

辻山座長 そうそう、本来の役割とは違うと思うんですけどもね、私、出しゃばってしまいました。

行政の委員の方はどうですか。不都合というのは。

加賀美委員 新宿区に住所を有する者というときには、外国人登録をしている外国人も並列ということによろしいですね。

辻山座長 そうですね。どうぞ。

針谷委員 私としましても、新宿区に住所を有する者が中心といいますか、言葉を使うと難しいですけども、やっていただきながら、そこにいろいろな形で来ている人たちも一緒に自治をやっていってねという意味を込めてほしいので、今、先生がおっしゃった表現はすばらしい意見だったと思いました。ありがとうございます。

辻山座長 でも、こんな基本条例の条文見たことないですよ。

久保委員 職員の「愛す」だって同じようなもので、見たことないよ。

辻山座長 それでは、先ほどの区に区の代表として区長を置くとか、それもあわせてよろしいですか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

辻山座長 記録のほうはよろしいでしょうか。ちょっといろいろ錯綜したのでね、ちょっと心配しました。

樋口委員 議会のほうは区民の代表、区の代表ですか。

辻山座長 議会のほうね。これは……「区に区民の代表機関として議会を置く」、微妙に難しいところですね。ただ、救われているのは、一般に言われている区民意思の代表機関と書いていなかったのが助かる場所ですね。前の議論のときにもあったけれども、代表というのを、私は議員は区民の代表ではないとずっと言っていて、議会は代表だけれどもと言ってきたような、そういう厳密な書き方でなくてもいいではないかというふうなことで、例えば議員のところ、議員は区民の代表としてというふうになすと入っているんですね。そのこだわりを捨てて入れたということですので。恐らく細かいところをほじる行政法の学者なんかは、これは何だとかみついてくる可能性はあります。区民を代表するといったときの、何を代表しているんだと。通勤者も代表しているのかとかみついてくるのもいるだろうなとかと思いつつながら。

では、そういうことで、一応この検討会議としても仮置き状態にはなるかと思えますけれども、そういう文言で区民討議会に出すことということによろしいでしょうか。どうぞ。

樋口委員 ちょっとわからなくて。資料4と差しかえの資料5の一番トップの1ページのところの区長の設置と役割の(1)はどうなるのか。それから、差しかえ分の資料5のほうの議会の設置のところはどうなるんですか。すみません、よくわからなくて。

辻山座長 一応今まで申し上げてきたのは、区長のところは、区に区の代表として区長を置く。議会のところは、区に区民の代表機関として議会を置く。というのでどう……。一度、だから、骨子案から原案みたいなものに昇格する間に、例えばそういう立法のプロなり行政法なり、ちょっと当たってみるというふうなことは必要かもしれませんね、全く成り立っていないのかどうかね。

では、よろしいでしょうか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

辻山座長 それでは、次へ進もうと思いますが、引き続いて区分A、条例の基本的考え方、総則のところ。資料6ということですが、について、これは資料6ですから、これどなたか御説明いただけるのかな。作業チーム1。説明は終わっているということで……そういうことですか、そうすると3ページの基本理念の3、1もかかっているな、この辺の文言の整理が必要になる気がいたしますが、例えば1番は人権の尊重ですから、これは区民福祉でいいのでしょうか。

2番、市民主権といっているのは、区民を超える概念としてわざと使っているんですね。世界市民とかそういう広がりを持たせるという意味ですね。これはいいですか。区民が自治の担い手、自治の主体。私は担い手まではいいと思うんだけど、主体も別に法律用語ではないからいいか……いいでしょうね。

それから、3番はどうしますか、これ。区民の自治と……少なくとも定義のところには住民という定義が置かれないということになりますので、これは区民の自治としてそう問題がないか。新宿区は基本自治の本旨に基づく基礎自治体であり確立した自治権をもち……これどうですか。ここ区民自治というふうになすと置きかえるのでよろしいですか。

そういうことでしたら、資料6についてはこれでいいということにいたしましょう。

事務局 目的のところは、この原案どおりということによろしいんでしょうか。

辻山座長 これ何か……そういうことね。この条例は、この条例の基本理念に基づき、区政運営の原則を定めるとともに、区民・区議会・区長等の役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。これいいですか。あえて美的センスで言えば、「この条例はこの条例の」というのはちょっと気になるなという表現の問題はありますけれども。

久保委員 「この」を取ったほうがいい。「この」を2つも並べるの、この条例は条例の基本理念に基づきで、「この」は要らないんじゃないですか。

辻山座長 2番目の条例の前の「この」。そうすると、すべての条例という基本理念に基づかなければならなくなってしまうから。

久保委員 すべての条例に基本理念ないんでしょう。

辻山座長 ないのか。

久保委員 自治基本条例にしかないですから。

辻山座長 基本理念などといっているのは基本条例だけということですかね。
これは、だって条例案文にするときは、多分本条例のとか何かになるんだから。

久保委員 ただ、座長、前からの持論ですけれども、「等」というファジーなことを基本条例に入れていいのかという思いがあるんですけれどもね。区民・区議会・区長等。それでは「等」を説明するのかというんですよ。

辻山座長 定義必要ですね、これ。

久保委員 説明書きで。等を説明するんでなかったら、一体「等」って何なんだということになると。

根本委員 ここに入っている。作業チーム1からも提案があるんだよね、これ。区長等とは、区長、行政委員会とその職員を指すと。

久保委員 それを入れているのね。はい、わかりました。それで了解です。

辻山座長 ということでもいいですか。先ほど区民でやったところの下に区長等とかと書いて、この説明を載せるというのはあるけれども、基本条例にわざわざ1行とるほどの話でもないというのは。

これはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 そうしましたら、予定どおり……

土屋委員 区民の責務のところ、区民の定義が定まったら、2個目の事業者、NPOなどの団体はというのは、なくすというような話し合いをチーム2で行って、こちらでもそれは合意されているんですけれども、これに関してはいかがですか。7ページ目です。すみません、まだ全部の、何にも書いてないやつです。最新版の。きょう配られたやつです。資料番号が振っていないものです。全部、すべてつぶられているやつです。7ページです。区民の責務、7ページの。

辻山座長 この、2番。これは、だから、あそこで区民の定義をああいうふうにしたので、特に触らなくて済むということになったと思いますかね。

土屋委員 チーム2で検討したときに、これはもし区民の定義に事業者とか団体等も含めるといふふうになったときに、これは取るというふうに話し合いをして、それでこの場でもそこは合意されたと思うんですけれども。

辻山座長 取る……。そうか、区民に含まれるんだから、これを取り出して、わざわざ論じる必要はないでしょうということなのね。なるほどね。そうですね。それで。

では、よろしいでしょうか。

針谷委員 資料6の3ページを見ていただいて、今現在括弧がついているんですね。それを括弧を取った形で、例えば新宿区は人権を尊重し、一人一人を大切にす区政を行うというふうにご了解していただいたというふうにとってよろしいんですかね。

辻山座長 3番ですか。

針谷委員 3ページですね。3ページの、全部そうなんですけれども、括弧の中が生きているのか、さっきののところは区民のほうを取るというふうになったんですけれども、例えば の人権の尊重のところでは、新宿区は（個人の尊厳と自由）人権を尊重しというのが、多分どちらをとるのかというふうなことなのかなとすると、新宿は括弧は取ってしまって、人権を尊重し、一人一人を大切に区政を行うと。市民主権では、区民が自治の担い手として地域の課題を解決する、区民が主人公の自治の実現を図るというように、括弧内を削除するというのでの御了解ということで確認させていただければどうかと思ひまして。

樋口委員 は……。

針谷委員 は逆に……

辻山座長 両わきを削るんだね。はい。そうしてみると、4番の団体の自治というのは、いかにも専門用語なんだけれども、わかりにくいなという。だったら、区の自治としたほうがわかりやすいような気がしますね。

根本委員 括弧内全取りでいいの。

辻山座長 括弧内全取り。「新宿区は人権を」といってしまうということでしょう。

ただ、括弧を取ると、 の表現は相当きついですよ、これ。覚悟が要るぞという感じがしますね。みずから解決するだから。課題を解決する。重いですよ、これ。

久保委員 きつくても仕方がないですよ。その覚悟でなかったら、住民が自治をつくる担い手なんかならないんですから。

辻山座長 来ましたよ。ということで、1番、括弧及び括弧内取る。2番、括弧及び括弧内取る。3番、括弧及び括弧内取るということで、3番は区民の自治で、文章中の区民の自治を基本に構成される。4番は区の自治というふうにするということにいたします。

そのほか、どうぞ。

斉藤委員 今の解決するにしたときに、これ解決できなかったときのことを考えた場合、どういうことになってしまうんですかね。1つぐらい括弧あってもいいんじゃないかと思うんですけれども、久保さん言うように、確かに区民もそのぐらいの覚悟がなくてはいけないと言われるんですけれども、やはりここをやはり解決していくことを基本とするぐらいのほうが、何か自分で自分の首を絞めるようなことになってしまうのではないかと思うんですよ。解決するだと。

久保委員 お言葉を返すようなんですけれども、解決するためにやるんですよ。それが解決しなかったからって弁解することはないでしょう。それは区民全体が理解すればいいわけですから。だれが解決しないではないかって文句言うの。区民が区民に文句言うわけ。全体なんですから。ごめんなさい。

斉藤委員 いえいえ。

辻山座長 ただ、語感としては、どなたか先ほど言われた「解決するものとする」のほうが、座りはいいなという気はしますね。

久保委員 柔らかいですよね。

辻山座長 これ解決できなかったのために、安全措置で政府つくっているんですから。全部解決してしまったら政府要らないと思います。「するものとする」と。どうぞ。

野尻委員 今の市民主権ということなんですけれども、資料8で後ほど説明があると思ひますけ

れども、資料8の地域の基盤で、区民検討会議案をまた提出させていただいているんですが、地域自治組織の(1)ですね、これはもう自分たちで自治を尊重しと。それで、自主的に地域の課題を解決するために地域自治組織を設置するというこの決意が出ているんですね。それに対して、区に尊重してほしいとか促進してほしいということをごちらが要望していますので、これは基本とするなんて甘くないもので「ものとする」と。「ものとする」がなくてもいいぐらいだと思います。あって結構ですけども。

以上です。

辻山座長 よろしいですか。覚悟のほどはよくわかりましたので。

さて、それではそのほかはどうでしょうか。よろしければ、一応きょうのまとめていかなければいけない議題はこれで大体終わるのかな。資料8というのは、これどこで出てくるんですか。後ですね。そうしたら、もう区民討議会の準備に行っていいますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 それでは、資料10で、検討連絡会事務局から。

事務局 すみません、今のところなんですが、その前に。条例の位置づけにつきましても、この原案どおりということによろしいんでしょうか。資料6の4ページの条例の位置づけのところなんですが。

辻山座長 この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例との整合性を図る。いいですか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

高野委員 用語の定義の部分が、今、骨子案に盛り込むべき事項ということのこの用語の定義ではなく、議会案のほうの定義ということに切りかわるということによろしいですね。

辻山座長 そうですね。

高野委員 わかりました。

辻山座長 あとはよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 それでは、お待たせしました。

事務局 それともう一つ確認なんですが、区民討議会に提出する資料の説明文のところ、若干整合性がとれていないところがありますので、これについては、事務局のほうで整理させていただいてよろしいでしょうか。

辻山座長 それはいいんじゃないでしょうかね。

事務局 それでは、資料10の説明に入らせていただきます。

一応冒頭に申し上げたとおり、この資料のほうの討議参加者ハンドブックという表現につきましては、討議参加者プログラムという形で当日の参加者の資料として配付させていただきます。

それでは、1枚めくっていただきまして、区民討議会の特徴なんですが、これにつきましては、従前御説明させていただいたとおりです。

3ページにつきましては、当日の参加者の皆様へのお願いとして、注意事項を記載したものです。

続きまして、4ページ目が話し合いのルールということで、1から4までの事項を挙げさせていただきます。

当日の討議の進め方につきましては、ここから事務局のほうから御説明させていただきます。

まず、討議の仕方としましては、冒頭説明者のほうから、今回で申し上げますと条例骨子案についての御説明をさせていただきます。そして、その説明の後に、各班のグループで討議を行います。討議の仕方としましては、各班の班員の方々はそれぞれ、例えば区民の権利であれば区民

の権利としてどのような事項を盛り込みたいかということ、それぞれポストイットに記載して、ここで記載されている討議ボード、実際これ模造紙になりますけれども、そちらに張っていただきます。そして、最終的にその班の中で、一番必要だと思われるものを3つ挙げてくださいます。そして、最終的にそのまとめ1、2、3のところ、その班が重要だと思った御意見をここに記載していただくという形になります。また、もし3つ以外のものでもどうしても残したい意見があった場合につきましては、その下の残したい意見のところ、記述していただくということになります。

その次、6ページが各班の発表及び投票について説明したものになります。それぞれ各班は自分たちでまとめた意見につきまして、班ごとに発表していただきます。一番最終ページに討議会の会場図というのがあるんですが、ちょっとそちらを見ていただきたいと思います。

当日はAブロック、Bブロックという形で討議をする際には2つに分けます。発表につきましては、それぞれAブロックにつきましては、Aブロックの中で、ここで申し上げると5つの班が発表していただくということになります。またもとのところに戻っていただきまして、それぞれグループ単位で各班が発表していただいて、その後、それぞれの方が個人で、その挙げられた各班のテーマ、まとめのところ、記載された中で自分が賛同できるもの、自分がこれは重要だと思うという部分にポイントシールというシールを用いて、投票していただきます。

今回は投票方式ということで、自分の意見が他の参加者にわからないような形で、それぞれ投票用紙にポイントシールを張ったものを投票箱に入れていただくという形をとります。その後、速やかに事務局のほうで投票者数を集計した結果を模造紙のほうに、数字を記述していくという作業になります。

最終的に、どのような意見にどれだけの賛同者がいたかというものを取りまとめた結果を報告書に取りまとめていくということになります。

続きまして、その右側7ページになりますけれども、討議から投票までの進行についてです。

各テーマごとに実際の討議時間若干異なりますけれども、例えば50分討議の場合につきましては、各テーマごとに班の構成メンバーが変わりますので、冒頭に簡単な自己紹介を各班員の方にはしていただきます。そして、挙げられたテーマについての自由討議をして、各個人が附せん、書き出した意見を集約して、決められた数のものをそのまとめという意見で記述していただくという流れになります。

意見がまとまりましたら、先ほど申し上げたとおり1グループ3分程度で発表していただいた後に、各個人が投票していただくという流れになります。

続きまして、8ページ、9ページが当日のスケジュールになっております。

まず6月19日土曜日になりますけれども、10時から開催いたします。冒頭に主催者のごあいさつをいただきまして、その後、話し合いの進め方の説明があります。そして、1番目の討議テーマとしまして、自治基本条例の基本理念というテーマにつきまして、辻山先生のほうから既に撮影させていただいておるビデオレターを流します。その後、それぞれ決められた委員の方からその骨子案に関する説明をしていただいた後、それぞれこの条例に関する思いを述べていただく。そして、それに対する質疑応答の後に討議に入っていただく形になります。

自治の基本理念におきましては、基本理念として重要だと思われることを5つ以内にまとめてくださいという形で、各グループが討議していただきます。そして、グループ発表の後、投票になります。

午後は、冒頭に区長のあいさつをしていただきます。その後、2つ目のテーマ、区民の権利と責務について情報提供の後、討議を行うという流れになります。

3つ目の討議テーマとしては、住民投票について討議していただくことになります。

以上、3つのテーマが1日目のスケジュールになります。

続きまして、2日目のスケジュールになりますけれども、冒頭に辻山先生のほうから御講演をいただきまして、そして、討議テーマ4、議会の役割について、情報提供の後、グループ討議を行います。

2つ目のテーマとしましては、行政の役割をテーマにしまして討議を行っていただきます。

そして、最後に地域自治組織についての情報提供の後、グループ討議を行っていただくということで、その後、最後に議長のあいさつをいただくという流れになっています。

したがって、この6つのテーマにつきまして、既に担当になっていただいている情報提供者につきましては、本日の議論を反映したものを再度事務局で作成して、明日配付させていただきますので、そちらのほうをもとに情報提供していただきたいと思います。

そして、最終ページをごらんください。

こちら、当日の会場のレイアウト図になっております。議会大会議室が会場になりますけれど

も、大きく2つのブロックに分けます。初日の場合については、上段がAブロック、下段がBブロックになります。傍聴者及び報道関係の方につきましては、このBブロックのエリアで傍聴、あるいは取材をしていただくということになります。

2日目におきましては、このAブロック、Bブロックを上下入れかえをいたします。したがって、1日目Bブロックにいた方は、2日目はここに書かれているAブロックのところで討議をしていただくということで、それぞれ同じ環境が1日ずつ当たるような形で配置を考えております。

報道関係と傍聴者席のところなんですけれども、討議参加グループとの境をするために、当日はポールを立てて、そこで仕切ります。通常、取材の方につきましては、ここで示された席の中で撮影等を行っていただきますけれども、特に班で議論しているところを撮りたいといったような要望があった場合につきましては、班員全員がその取材に応じてくれるという承諾を得た後に、その班のみの撮影をしていただくということで考えております。

以上が当日のテーマ及びその他のハンドブックに記載されている説明になります。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

というようなことで、いよいよ近づいてまいりましたけれども、今の御説明の中で何か質問、どうぞ。

久保委員 9ページのスケジュールなのですが、私は討議後の補足員になっています、説明員に。それで、会場には、例えば私の場合は、何時に行けばよろしいのですか。

事務局 時間につきましては、ほとんどこのタイムスケジュールで進行いたしますので、そのテーマの始まる10分前には会場内にお入りください。もし早くおいでいただいた場合につきましては、見ていただいてもいいですけれども、第一委員会室が関係者の控室になっておりますので、もしあんまり早く来た場合については、第一委員会室の控室のほうにいていただいて、開始10分前に会場のほうにおいでいただいても結構です。

久保委員 次は、各討議で質疑応答というのがありますが、これは何分を大体予定しているのでしょうか。

事務局 テーマごとにそれぞれ時間は異なりますが、おおよそ3分から4分程度の質疑時間しかございません。

久保委員 最後に、討議後の補足説明員に樋口さんと私がなっているのですが、補足説明の補足というのは、どういう意味なんですか。全く文字どおり補足なんですよ。

事務局 主たる説明者、ここで申し上げますと野澤委員が骨子案に関する説明をいたします。その中で足りない部分等ございましたら、補足説明者のほうからその中身を補充、あるいは補足していただくということで考えております。

久保委員 最後にします。確認しますけれども、この、だから、補足説明者は義務ではないですよ。野澤さんは義務なんですけれども、私が補足することは何もありませんと言って座っていいんでしょう。

事務局 そのとおりです。

久保委員 了解です。

辻山座長 それは無理やり補足というのは難しいですからね。

そのほか、御質問などはありますか。どうぞ。

斉藤委員 すみません、情報提供者の席なんですけれども、これは情報提供者以外の人もありますよね、そのテーマによって。これは、だから、そのテーマごとの情報提供者ということによろしいんですね。

事務局 そうです。情報提供者の席は、それぞれのテーマごとに該当する説明者が情報提供者のところに座っていただくということになります。それ以外に、下の机2つにつきましては、今回の検討連絡会議で、その他の説明をする当事者の方についても、2つのテーブルも席として御用意しております。

この長テーブルがそれぞれ3人がけになっておりますので、情報提供者につきましては、基本的には一番上段の3人がけのところ座っていただいて、説明者が前のところにそれぞれ出ていって説明をしていただくということで考えております。

辻山座長 そのほか。

樋口委員 そういたしますと、自分の担当でないところをいわば傍聴するような場合には、この傍聴席というところにおいて、それは例えば朝から来ていてもいいですか。

事務局 今回の検討連絡会議委員の方につきましては、検討連絡会議委員という名札を御用意しております。したがって、その検討連絡会議委員というのは、今回の主催者になりますので、傍聴席ではなくて、ほかの席に御案内いたします。

辻山座長 ほか、いいですか。なければ、それぞれ皆さん、役割も当たっているようですので、当日頑張ってくださいと思います。

それでは、まだあるんですね。スケジュールについてお諮りをしたいということでございますので、事務局のほうから提案をお願いいたします。

事務局 それでは、本日お配りの資料11のほうをごらんください。

自治基本条例制定スケジュール案ということで、本日お示しさせていただいております。

まず、一番上段の部分、条例制定の手續のところをごらんいただきたいと思っております。

条例素案の策定ですが、8月末までに条例素案につきましては策定していただいて、区長のほうに答申していただくということで考えております。ここから逆算しまして、それぞれのスケジュールが定まっております。

まず、検討連絡会議の検討ですが、三者案の調整として条例骨子案の策定期間につきましては、6月29日が策定期間ということで設定させていただいております。骨子案策定後につきましては、素案の取りまとめを行っていただきます。具体的に申し上げますと、7月15日から18日に行われますパブリックコメントで出された意見、それから、区民アンケートの実施結果、速報版につきましては、7月10日ごろを作成予定と考えております。

また、今度の土日行われます区民討議会の報告書についても、7月10日ごろ、作成を予定しております。

また、地域懇談会8月3日、5日、7日、それぞれ四谷地域センター、牛込笹笥地域センター、戸塚地域センターの3カ所で行われますけれども、それらで出された意見、そういったものをそれぞれかんがみて、条例素案に取りまとめさせていただきます。

それからまた、条例骨子案につきましては、その会議体のほうの下段のほうを見ていただきたいんですが、骨子案に対する意見ということで、まとめた骨子案に対して、それぞれ区民検討会議、議会のほうで申し上げますと特別委員会、区で申し上げますと検討委員会、そちらのほうで骨子案に対する御意見をいただいて、その内容も含めた形で素案の取りまとめの作業を行っていただきます。現行のスケジュールで申し上げますと、実質的に素案の取りまとめで使える検討連絡会議の開催につきましては、7月15日、7月29日、8月10日の3回が実質的に作業日になります。8月24日につきましては、もう素案の取りまとめ、最終調整の日として検討連絡会議を使わせていただきたいと考えております。

そのようなスケジュールで今後進めていくわけですが、条例骨子案につきましては、7月15日にパブリックコメントを行う関係上、本来であれば6月15日締め切りの7月号広報紙に合わせて原稿を渡すということになっておりますが、現在6月下旬まで、来週の検討連絡会議終了時まで、その原稿の最終確定を延ばしていただくということで調整しておりますけれども、本日の検討連絡会議の反映された原稿で、とりあえず広報原稿を区政情報課のほうに渡して、最終的には29日、微調整させていただきたいということで考えております。

また、パブリックコメントが始まる時期においては、各出張所、それから、区政情報センターなど、区の関係所管のほうに、閲覧できるような形で骨子案の設置を行うということから、今回、本日区民討議会に提出する資料としては、きょうの会議を踏まえて作成しますが、最終的な骨子

案の確定につきましては、6月29日までに確定させなくてはならないということで、現状、本日お示した骨子案全体のすり合わせ作業を来週水曜日になりますけれども、検討連絡会議の追加開催というものを御提案させていただきたいと思っています。これにつきましては、せんだっての副座長会の中で、きょうの会議の場で提案させていただいて、御承諾を得られるのであれば、来週の6月23日に検討連絡会議を開催して、本日の意見を反映した骨子案を提示させていただいたものを、それぞれ文言をすり合わせをしていただくという作業に当てたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

辻山座長 いよいよまとめの時期ということで、具体的にはこれまでのスケジュール案に、6月23日1回間に追加するという御提案だったと思いますので、それを含めて、このスケジュール案について御意見があれば伺います。どうぞ。

久保委員 とにかく最後だと言われていた前文というのは、そんな簡単にはぱっとまとまるものではないですけれども、前文のまとめにどのぐらい時間を考えたらいいんですかね。

事務局 今回の骨子案の提示につきましては、前文を除いた部分で骨子案を提示させていただきたいと考えています。前文につきましては、素案を示すときに前文を確定した形で示していきたいというふうに考えております。

久保委員 了解。

辻山座長 ということは、この図でいくと、素案の取りまとめという両矢印の、この間でやるということですか。はい、わかりました。

そのほか、御質問ございませんか。ちなみに、6月23日でよろしいかということも含めて、よろしいでしょうか。

根本委員 6月の会議にそういうことになったというか、議会のほうは6月22、23、24が沖縄の戦没者慰霊がありましてね、それにちょうど久保委員が出席するという前に前からなっていて、欠席を前提にということでもよろしいかという話。御了承いただきたい。

辻山座長 それはもちろん、やむを得ないと思いますが、むしろいつも御意見をたくさん出していただく久保委員自身が.....。

それでは、全体のスケジュールについては、そういうことで具体的には来週6月23日に1回やるということにいたします。

それから、まだ何かありましたですね。区民検討会議で区分F、地域の基盤で保留になっていたところが確定したということですので、区民代表委員のほうからの報告を受けようと思いません。お願いします。

高野委員 お手元の資料の8でございます。これは前回は資料の中に入れておったんですが、5月13日の日に修正合意ということで連絡しています。これの地域の基盤という中の地域自治組織ということで、(1)の部分の先ほどから討議しておりました区民、あるいは住民の括弧部分を外すということも含めながら、これを修正いたしました。

読みます。区は地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとするところを、区民・住民の部分を、まず住民の自治を尊重してもらって、それから区民が自主的に設置するというふうな形で考えていただくと。

それに伴いまして、(2)の機能の部分ですが、その3番目のところでございますが、その部分が改めて区民の区政参加という形で挙げさせてもらいました。ただ、右側の留意事項の(3)の必要な措置とは人・もの・金・情報等ということは、一応この部分はそのまま留意事項として残させていただくという形でやっております。

一応報告は以上でございます。

辻山座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。御意見あれば伺います。どうぞ。

佐原委員 私、感じましたのは、この(3)の必要な事項の措置、これは人・もの・金ということとありますけれども、これ(1)の活動を推進するものの中に包含されているのではないかなという解釈しているんですが。

辻山座長 それ、いいですか。どうぞ。

根本委員 これは、議会のほうもまた改めて議論しているんですが、その扱いですけれども、1回既に作業チームで出して、合意になっているんですよ。だから、その後に私らもそういうこと、区民のところであるんですけども、だから、もう一回議論するというのでいいんですか。どこかの場で。とりあえず区民討議会は今までの合意の分を出して、それで骨子案に至る間にもう一回議論するという扱いでいいんですか。

高野委員 これは一つの意味で、根本委員がおっしゃったような状況で考えておりました。

それとあと、そのほかに以前より区民、あるいは住民という括弧書きがあった部分に関して、一応6月18日の日に全部拾い出しをしまして、それはこれはこれということでの話を、一応再度括弧書きを外す、区民・住民の部分を確認にしたという部分がありますので、それはもうある程度決まったものはおっしゃっているとおりで、でも、やはり骨子の中にその分が含まれているという部分に関しては、一応区民の意見も尊重していただければと。ただし、決まったものに関しては、それを変えるというふうなものではないと、そういうふうな考え方を持っています。

菅野委員 ちょっと質問なんですけれども、一番上の住民と区民という表現の使い分けをされているんですけども、本日前段で議論をいたしました区民という形で考えますと、(1)の住民というのは、最初いわゆる住所を有する方という意味でお使いになっているのかなという気がするんですけども、その整合性をどうするのかというのが1点ございます。

高野委員 ここが一番、先ほども討議の中で約小1時間ぐらい話し合いをしたという話をお話し申し上げたんですが、区民が自主的に設置していくということだったら、以前よりちょっと造語ですが、血の濃いか血が薄いかという話の住民が、区民がいるとかという話がありまして、そこで住民の自治というものが、とにかく住民というのはまず尊重してよねと。その次の段階で区民という形でのとらえ方をまずしてもらいたいというところで落ち着いたという言い方は不適切ですが、そういう形でみんなが、そうだよ、だから、自分たちで何とかしていかなければいけないという意識を考えつつ、持ちつつもそのかわり尊重してよねと。そうしたら、そういうところに自主的に行きましょうというふうな意味合いでのものをみんなが合意したというふうな状況であります。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 お気持ち、僕よくわかるんですが、住民の自治を尊重すると。その意味もよくわかるんですが、さっき決めた区民の定義からいったら、前は定義ではないにしても住民という項があった。それがなくなったときに、一体定義がない住民がぼこんと出てきていいんですかと思うんですけども。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 定義がないとかあるとかという御指摘があるんですが、一応その自治法上、いわゆる住民というのは住所を有する者というふうなとらえ方をしておりますので、我々も当初から住民の定義をする気持ちもないので、やっていません。ですから、住民投票においても住民が投票する。これにも定義をしていません。だから、ここでもあえてそれは住民ですから、住所を有する者なので、これはあえてそれは当たり前のところはやめていこうということが区民検討会議のほうの基本的な流れでやってきていました。

久保委員 了解です。

野尻委員 区民検討委員会からまた再度出ましたただいまの問題なんですけれども、住民・区民の。先ほど冊子をいただいています。資料の番号の打っていないものですね。両方、検討テーマ

も、両方です、両方最後のページですね。もう合意に達したということで、三者案の調整たたき台というのをに入れていないものです。最後のページですね。地域自治のところ。19ページですね。その骨子案に盛り込むべき事項の地域自治の初めの丸なんですね。これは「区は区民が地域の特性と自主性を活かし」、ここに「地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し」という意味合いがもうここに既に入っているというふうに私はとらえるんですけども、「活かし、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう」ということになるかなと思うんですね。もっと詳しく申し上げれば「区民が地域の特性を踏まえた住民の自主性を活かし」というふうにここに盛り込まなくとも、そういうふうにとらえれば、区民検討会議のほうから新たに出た住民と区民の件ですね。それについては、もうクリアしているので、改めてこの合意に至った骨子案を変える必要はないと思うんですが。

針谷委員 やりとりは、区民検討会議の方々は、区民と住民の整理をちょっと後に送っていたので、今回区民と住民の整理をしましたということで、このシートを皆さんに御提供していただいたということであって、これについて議論して、これをその合意案を変えようという意味合いのものではないというふうに理解していいんじゃないかと思うんですけども。

野尻委員 例えばこれから訂正のものが出てきたときに、合意案であってもやはり検討しなければならないものもこれから出てくると思いますので、一概には言えないかなと思うんですけども、このたびの件はこの骨子案で含んでいるかなと思います。

辻山座長 なるほど。どうぞ、お願いします。

事務局 区民検討会議の事務局としてお話しさせていただきますけれども、基本的には区民検討会議案が修正が発生した場合については、今後この検討連絡会議にも、その修正結果については御報告させていただきます。しかし、その報告内容は、基本的にその骨子案を修正してほしいということで挙げるものではなく、区民検討案としてこうまとめましたという位置づけで報告させていただいているものです。

骨子案に関するものにつきましては、今後、骨子案についてそれぞれ区民検討会議、議会、あるいは行政側で意見を述べる機会がございますので、それについてはそのときにまた判断して、区民検討会議で意見があれば、その時点で報告させていただくということで考えております。

以上です。

辻山座長 なるほど、わかりました。

そういうことですので、一応御説明をいただいたということですのでよろしいわけですね。これはまた素案に練り上げていく段階で、もしそこでの変更を求めるのであれば、再提出されてくるということになりますね。

そのほか、ございますでしょうか。

なければ、事務局のほうから連絡事項を。

事務局 1点、先ほどのスケジュール案の中身で、今後の作業として副座長会で話されたことを補足させていただきたいんですが、素案の取りまとめの中に、7月15日、7月29日、8月10日ということで3回検討連絡会議の開催が予定されていますが、それぞれパブリックコメントで挙げられてきた意見等については、それぞれ担当している区分のチームに、その意見については1回引き取っていただいて、そこで回答案をつくって、この検討連絡会議に提示して議論を進めていこうということで、せんだっての副座長会では話されましたので、そのような形で御了解いただけるかどうかということを少し皆さんで意見を出していただければと思います。

辻山座長 なるほど。いかがでしょうか。また検討チームのお仕事がふえますけれども。どうぞ。

あざみ委員 今の事務局のお話だと、パブリックコメントの意見を作業チーム別に分けるというお話だったと思うんですが、パブリックコメントだけなんですか、そうすると。アンケートとか区民討議会の報告書もできますよね。

事務局 今パブリックコメントということで申し上げましたが、アンケート、それから討議会の内容も同様でございます。

辻山座長 大変だ。そういうことで。

そのほか、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 なければ、もうまとめに行っているんですか、これは。事務局の連絡事項というのは、今のでいいわけですか。

事務局 あと、次回開催の予定、内容の確認をさせていただきたいと思います。

本日の議論を踏まえまして、きょうお示しした条例骨子案、この中身できょうの議論を反映したものをまた次回配付させていただきます。そこでは、それぞれ骨子案全体を見渡していただいて、文言のそれぞれの関係性、そういったものを全体を見ていただくということで、次回の検討連絡会議でその原案を最終的に確認をとって、今後パブリックコメントを行うときに、各地域出張所で設置させていただく条例骨子案とするということを考えているのが1点。

それから、もう一つ、これまで検討されなかった区分としまして、区分のH、I、Jという区分がございます。これは何かと申し上げますと、条例の見直し、改正手続、それから、区民検討会議のその他の項目としてくられていました区分Jのところですか。これについては、次回の区民検討会議で運営会案を全体討議で諮って、もしそこでまとめれば、次回の検討連絡会議でその項目の区民検討会議案をお示しできますので、そこも三者でそれぞれ案をつくっていただいて、三者意見交換をするとともに、骨子案の検討をしていきたいと思っておりますので、議題としては、大きく2つございます。今後の区分の検討と、それから、先ほど申し上げました骨子案に関する内容の整理、この2つのテーマで次回23日の検討連絡会議は行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

辻山座長 よろしいでしょうか。

根本委員 申し上げるのを忘れていたんですけれども、忘れていたというか、言わなかったんだけれども、そのパブリックコメントの広報に載せる原稿というのは、6月29日の会議で大体かたまるということなんですけれども、そこで見せられて任せますよというわけにはなかなかならないと思うんですよ。だから、可能な限り、イメージもまだわからないわけだよね。7月15日号の一面に載るといことなんだけれども、23日にあらあらでいいから、何かこんなふうを考えていますよというのを出せますか。

事務局 広報の掲載につきましては、骨子案すべてを広報に掲載するということはできませんので、骨子案の概要という形で広報掲載したいと思っております。その原稿につきましては、23日前にできれば事前に見ていただいて、23日のときにはその広報紙の中身についてはもう確定していただきたいと考えています。

29日というのは、各出張所、広報の内容ではなくて、それとは別に骨子案として、本日お配りした骨子案のこのシートのイメージのもの、これを各出張所に設置する、閲覧するために設置しなくてははいけませんので、その内容をかためるのが29日ということで、広報原稿につきましては、23日の段階でほぼ確定していただきたいと考えています。したがって、当然その前に広報原稿についてはお示ししていきたいと考えています。

根本委員 ぜひ18万部から20万部流れるわけでしょう。だから、検討連絡会議が責任持たなくてはいけないということになると思うんだよね。わかりました。

辻山座長 そのほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 では、本日のまとめを。

事務局 本日のまとめなんですが、まず区分Cにつきましては、区民との定義の関係において、まず区長の設置と役割の部分について、(1)なんですが「区民は」という主語を取りまして「区に区の代表として区長を置く」及び職員の責務の部分につきましては、具体的な条例名の部

分を取りまして、「公益保護及び職員の行動基準と責務に関して、別に定める条例その他法令を遵守し」というような表現に変える。そのほかについては、おおむね了承をいただいています。

次に、区分Dにつきましては、こちらも区民との定義の関係で、議会の設置の部分で「区民は」の主語を取りまして、「区に区民の代表機関として議会を置く」、そのほかについてはおおむね了承をいただいております。

区分Aにつきましては、まず基本理念のところにつきましては、、につきましては、括弧と括弧書きの部分を取る。なお、につきましては「解決するものとする」、につきましては「区民の自治」、につきましては「区の自治」という形にします。

区民の定義につきましては、新宿区に住所を有する者に新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えたものをいう。

あと、区民の定義とも関連しまして、今回この検討シートの中にはなかったんですが、一応区分Bの区民の責務のところ、事業者・NPOの表現につきましては削除するという形です。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

今のについては、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 それでは、次回のあれだけ言いますか。

事務局 次回の開催につきましては、今6月23日の開催を了承していただきましたので、6月23日開催いたします。場所は本日と同じ委員会室、こちらのほうで開催させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

辻山座長 それでは、これで本日は終わりいたします。

どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 8時43分